

邑楽館林圏域河川整備計画の 公聴会を開催します

現在、群馬県では、太田市の一部を含む邑楽館林地域において「邑楽館林圏域河川整備計画」を策定中です。この計画は、河川法に基づき、今後の一級河川（県管理）の整備内容を具体的に記述するものであり、関係する地域にお住まいの皆さんからご意見を伺うため、次のとおり河川整備計画（原案）（以下、原案と略す）を縦覧し、公聴会を開催します。

邑楽館林地域の河川整備計画をより良いものとするため、皆さんのご意見をお寄せください。

原案の縦覧

原案の内容を地元の皆さんに理解していただくため、次のとおり縦覧します。

場所 明和町役場都市建設課
県ホームページ

<http://www.pref.gunma.jp/>

期間 12月10日(火)～平成15年1月10日(金) 役場開庁時（午前8時30分～午後5時15分）

原案に対する公聴会の開催

原案に対する意見を発表していただく場として、次のとおり公聴会

を開催します。一般のかたの傍聴も可能です。

日時 平成15年1月19日(日)

午後2時～

会場 館林市文化会館2階3号室

公述申出書の提出 公述人（公聴会で意見の発表を希望するかた）は、住所、氏名、年齢、職業、および意見の要旨を書いた「公述申出書」を平成15年1月10日(金)まで



に県河川課へ提出してください。
（公述申出書用紙は、原案縦覧場所にあります）〒371 8570 前橋市大手町1-1-1 群馬県土木部河川課企画調査係
公述人の選定 公聴会では、公述の希望者で同じ趣旨の意見が多数ある場合などは、人員を制限することがあります。公述時間は、1人当たり10分程度となります。

国民年金の保険料は忘れずに納めましょう

口座振替をお勧めします

国民年金保険料の納め忘れはありませんか。

国民年金の被保険者で、農業や自営業、学生などの「第1号被保険者」は、月額13,300円の保険料を納めなければなりません。

保険料を納めるのを忘れてそのままにしてしまうと、将来受け取る年金額が減額されたり、受けられなくなるだけでなく、万一の事故で障害

国民年金保険料は社会保険料控除対象に

所得税・住民税が軽減

平成14年1月から12月までに支払った国民年金保険料は、全額が社会保険料控除の対象となり、所得税や住民税が軽減されます。

また、次の場合にも納めた保険料の全額が控除対象となります。

- ・納め忘れの保険料を納めた場合
- ・保険料の免除期間や学生納付特例期間を追納した場合

意見書の提出

公聴会で発表するほどではないが、原案に対して意見のあるかたは、平成15年1月10日(金)までに県河川課へ意見書を提出してください。提出様式は自由です。

問い合わせ 群馬県土木部河川課企画調査係 ☎027(226)3616

都市建設課

内線355

者になったときの障害年金や、亡くなったときの遺族年金が受けられなくなる場合があります。

納め忘れている人は早めに納めましょう。

なお、納められないように、毎月自動的に口座から引き落とされる「口座振替」が便利です。ご利用をお勧めします。

・一緒に生活している家族の保険料を納めた場合



国民年金マスコット
“舞ちゃん”

住民課

内線337